## 長崎県水泳連盟功労者表彰規程

目 的

第1条 この規則は、地域水泳の普及、発展に貢献した個人の表彰に関し、必要な事項を定めることを 目的とする。

表彰の審査

第2条 長崎県水泳連盟(以下連盟という)総務委員会で審査し常任理事会で決定する。

表彰の時期

第3条 表彰は毎年12月に開催される理事会において行う。

推薦の手続き

第4条 推薦については、別に定める様式により、連盟・各都市水泳連盟(協会)が推薦し、毎年9月 末日までに連盟に提出しなければならない。

表彰の方法

第5条 表彰は、表彰状と記念品を授与する。

委 任

第6条 この規程の施行について必要な事項は連盟が定める。

附則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

一部改定 平成 13 年 4 月 1 日 平成 19 年 4 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日

#### 長崎県水泳連盟功労者表彰規程内規

- ア. 地域、職場またはクラブ等の団体で10年以上組織的、継続的に水泳の発展に貢献した者。
- イ. 国、県等の表彰規定に該当しない者とする。
- ウ. 単に団体の名目的役職にあたる者等を除く。
- エ. 年齢は50歳以上の者。
- オ.被表彰者には文書をもって通知する。

### 公益財団法人日本水泳連盟 有功者表彰規程

目的

第1条 この規則は、(公財)日本水泳連盟「記念事業並びに栄章規定、第5章有功者表彰(有功章) 第10条」永年にわたり、地域における水泳及び水泳競技の普及・発展に貢献した者ならびに専門委員会委員として満10年以上(その年の4月1日現在)業務に奨励した者に対し、(公財)日本水泳連盟はその功績をたたえるため、毎年の国民体育大会において有功章を授与するものとする。この表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 表彰対象

第2条 県内の水泳協会(連盟)に所属し、永年にわたり(一社)長崎県水泳連盟(以下連盟という) の事業等に貢献した、50歳以上の者。但し、斯界から3年以上離れている者は対象としない。

#### 選考基準

第3条 連盟の専門委員会委員として、各事業の発展に積極的に貢献し、また 水泳指導員・ 水泳競技役員の資格を保有し競技力の向上・普及等に寄与した者。

#### 選考方法

第4条 連盟の総務委員会で推薦者を選考・審査し、理事会で承認決定し、6月下旬までに本 人に通知する。

#### 委任

第5条 この規定の施行について必要な事項は連盟が定める。

附則

この規則は、2019年4月1日から施行する

# 長崎県水泳連盟功労者表彰推薦書

ふりがな 氏 名							生年月日							
							明•	大•	昭	年	月	日	歳	
									- н	'		•	,,,,,	
現住所							TEL							
勤務先							干							
							TEL							
推														
薦														
理														
由														
指														
導														
活														
動														
歴														
上記のとおり推薦し	ます。													
									令和	白	Ē	月	日	
長崎県水泳連盟														
会長 緒方	信行	様												
			推	薦 団	体 名									
			代	表	者	名						印		
			推	薦 者	責 任	者						印		